

(主な改正のポイント)

- ✓ 「京大病院や薬局など医療機関で従事する教職員・学生」と「それ以外の教職員・学生」に区別した。前者は[京大病院の指針](#)に、後者は薬学研究科の指針に従う。
- ✓ (4) 集会
 - ・ 多人数が集まる集会は可能な限り自粛 (旧：原則自粛)
- ✓ (5) 会合(送別会・歓迎会・懇親会など、食事会など)について
 - ・ ①食事会は原則自粛 (旧：参加人数に関わらず原則禁止)
 - ・ ②少人数(同一テーブル4人以内)、同居家族は対象外 会食ルールを例示
 - ・ ③屋外での食事会は、感染対策を十分に講じた上であれば例外的に許可 (新設)
- ✓ (6) 国内での移動
 - ・ ②学会、行政機関等が主催する委員会、行政機関等への出張等は可とするが・・・ (旧：出張は禁止)
 - ・ ⑥受験希望者の研究室訪問は対象外 (新設)
- ✓ (8) 海外渡航について
 - ・ ①海外渡航は可能な限り自粛 (旧：原則禁止)
 - ・ ③帰国後の待機期間を、現状の厚労省通知に従うように記載
- ✓ (10) 業者との面会 (新設)
- ✓ (11) アルバイトや課外活動 (新設)
- ✓ 連絡先 現状に沿うようにアップデート

多くの項目について、「禁止」を「(可能な限り)自粛」に置き換えているとともに、これまで自粛だった行動を限定的に「可」と変更しました。すなわち、分野主任や個々の構成員の内発的な自覚に基づく自律的規制を求めるようになっていく。出来る限り緩い方向ではなく、厳しい方向で判断することを強く求めます。

薬学部・薬学研究科は医療・健康増進に関連する部局として、その構成員は新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)による感染症(COVID-19)への対策に規範となる行動をとる必要があります。各自がより厳しい意識のもとで、感染リスクをできるだけ排除する行動をとってください。国内外の感染状況等に十分留意し、感染リスクの低減の必要性に鑑み、広く研究科の皆様に遵守いただくようご協力をお願いいたします。なお、京大病院や薬局など医療機関で従事する教職員・学生は、京大病院の指針に従ってください。また、医療系部局として、京都大学が通知する行動指針 (<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/foundation/coronavirus>) に比べて若干厳しい指針をとっていますのでご注意ください。

(1) 対象

- ① 薬学研究科の教職員。薬学研究科・薬学部の研究活動に従事する大学院生・学部生・研究生等。
- ② 上記①の者に常態的に接する教職員、研究者。分野配属されていない学部生。

(2) 対象期間

本方針は定期に見直します。なお、京都府のモニタリング指標 (https://www.pref.kyoto.jp/kentai/corona/tassei_jyokyo.html) など、感染の動向により上記対象期間内においても本方針を改訂する可能性がありますので、今後のお知らせにご注意願います。本指針 ver.17 は、京都府において緊急事態宣言またはまん延防止等重点措置が適用されていない場合のものであります。

(3) 行動原則について

政府が公表する「新しい生活様式 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)」を参照し、感染防止の基本(距離の確保、マスクの着用、手指消毒の励行など)を厳守して、感染リスクをできるだけ排除して行動する。また、感染した場合、濃厚接触者に認定された場合、感染に疑わしい症状があるときは指定機関での療養・自宅待機など適切な行動をとるとともに、分野主任・教務掛等の指定されたところに速やかに連絡をする。

(4) 集会について

- ① 多人数が集まる集会は可能な限り自粛する。ただし、業務に不可欠である分野等の打合せや会議は可とするが、開催する場合にも、感染対策を徹底した上で最小限の実施とする。
- ② Zoom など Web 会議用のシステムの利活用を推奨する。
- ③ 冠婚葬祭への出席は自粛を要請するが、止むを得ない事情がある場合などは感染対策を十分に講じた上で出席すること。

(5) 会合(送別会・歓迎会・懇親会など、食事会等)について

- ① 多人数での送別会・歓迎会・懇親会などの食事会は原則自粛する。
- ② 少人数(同一テーブル4人以内)または同居家族による、2時間程度までの食事会等については対象外とする(ただし2次会は不可)。同居家族以外の会食については、会食中も会話時にマスクを着用するマスク会食・黙食の実施を心掛け、感染対策を徹底する。また、他人との距離を置くなど飲食施設の感染対策状況を十分に考慮した上で、2時間以内を限度とする。京都府が発信する「きょうとマナー (https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/corona_5manner.html)」も参照のこと。

- ③ 研究室内の構成員による屋外での食事会については、感染対策を十分に講じた上であれば例外的に許可する。
- ④ 自粛の対象外とした食事会等であっても、緊急事態宣言下またはまん延防止等重点措置が適用される地域（以下「緊急事態宣言等適用地域」という）における食事会等は禁止する。
- ⑤ 接待を伴う施設での飲食、カラオケは禁止する。

(6) 国内での移動について

移動先および移動行程において感染リスクを避けるように、十分注意を払って行動すること。特に移動先での飲食については「(5) 会合（送別会・歓迎会・懇親会など、食事会等）について」を厳守すること。

- ① 不要不急の府県間移動は可能な限り自粛する。やむを得ない宿泊を伴う旅行の場合は公的・私的にかかわらず、分野の長に可否の判断を仰ぐ。なお、通勤・通学についての府県間移動は本項の対象外とする。
- ② 学会、行政機関等が主催する委員会、行政機関等への出張等は可とするが、緊急事態宣言等適用地域において開催される学会等への出張は必要最低限とする。
- ③ 他大学等で非常勤講師等を行う場合は、当該大学等が施している感染対策の状況を十分勘案する。
- ④ ②、③については、可能な限り Zoom 等の Web 会議の利用を推奨する。
- ⑤ 就職活動に伴う企業訪問等は可とするが、分野等の長が可否を判断する。
- ⑥ 受験希望者の研究室訪問は対象外とする。ただし、感染経路不明患者が多発している都道府県からの訪問者に関しては、感染対策を徹底すること。
- ⑦ 移動先及び移動行程において暴露しないよう、行動に十分注意を払うこと。

(7) 帰省について

- ① 移動行程および帰省先での行動は本方針を遵守すること。
- ② 帰省先の親族にも本行動指針への配慮をお願いすること。
- ③ 同居していない家族等との食事会は、参加者の感染に関する健康管理の事情を確認したうえで家庭内での食事は認めるが、外食は「(5) 会合（送別会・歓迎会・懇親会など、食事会等）について」の規定を遵守すること。
- ④ 京都府、居住する府県、帰省先のいずれかが緊急事態宣言等適用地域である場合、可能な限り帰省を自粛する。

(8) 海外渡航について（私的旅行を含む）

- ① 海外渡航は可能な限り自粛する。
- ② やむを得ない場合は、総務掛（教職員の場合）、または教務掛（学生の場合）に事前に申し出て（渡航先、期間、必要性等）、研究科長および事務長の確認を得ること。
- ③ 渡航した場合、帰国後の自宅等待機期間は厚生労働省通達の措置（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00342.html）に基づいて行動する。

(9) 新型コロナウイルスに感染した疑いがあると考えた場合について

（このウイルスの感染が疑われるとは、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状や4日以上発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合を指す。）

- ① 感染の疑いを持った場合には、かかりつけ医や地域の身近な医療機関に電話で相談し、その指

示に従うとともに、研究室、総務掛（教職員の場合）または教務掛（学生の場合）へ電話またはメールで報告すること。

- ② 本人あるいは同居家族等が、感染者や濃厚接触者であることが判明した場合には、「新型コロナウイルス感染等に関する対応マニュアル」（薬学研究科のホームページに掲示）を参照して対応すること。

（10）業者との面会について

- ① 十分な感染対策を行ったうえでの面会は可。ただし、必要最低限にすること。

（11）アルバイトや課外活動について

- ① 経済的に必要なアルバイトに関しては、十分に感染防止に留意して行うこと。感染のリスクの高いアルバイトに関して、可能な限り中止すること。
- ② 公認団体の課外活動については、その団体が作成したガイドラインに従って行うこと。

連絡先

薬学研究科リスク管理委員会：

（教職員関係）総務掛：075-753-4513（080yakusomu@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp）

（学生関係）教務掛：075-753-4514（080yakukyomu1@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp）

京都市の相談窓口：<https://www.pref.kyoto.jp/kentai/corona/soudan.html>